

(開会)

事務局

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

6月27日に開催いたしました第1回目の都市計画審議会から日がたっておりませんが、本日、継続審議の案件につきまして、その後の変化等を踏まえまして、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして新たに任命されました委員の方々を紹介させていただきます。

なお、委嘱状につきましては8月24日付で、各委員に交付しております。

任期満了に伴いまして、山川委員と打木委員が退任されまして、小平市都市計画審議会条例第2条第4項に基づきまして市民委員といたしまして、小川靖二様、和智儀治様が就任されました。

本日まで出席の和智様、一言、よろしくをお願いいたします。

委員

こんにちは。和智儀治と申します。名簿の一番最後に書いてございますけれども、にんべんに義と書いて、和智儀治と申します。以上、よろしく申し上げます。

自己紹介ということですので、少しお話させてもらいますが、

私は、こういうふうな大変貴重な会議は数少ないんでございますが、勤務はセゾングループの関連会社に約四十何年勤めました。その間で、人事を30年間連続してやらせていただきまして、それから少し別のほうの企画とかありましたけれども、基本的に、人生30年間、人事をやらせてもらいました。従業員は大体3,500人から4,000人ぐらいでございました。従業員ですから社員じゃないんですけれども、全部パートも入れましてですね。

それから、私の趣味というのは、書道、僕は好きなんです。お習字が好きなもので、そのほか何が好きかと言われると、孤独、ひとりでじっとして、本も読むのも嫌いですが、ただじっとしている。誰も僕に干渉しない。そういう孤独が好きなんです。孤独と書道が好きなんです。そういうことで趣味でございます。

それからスポーツは、学生時代、私は水道橋の学校に通学していましたので、講道館に5年ほど行かせていただきました。ある程度の楽しい一時も過ごさせていただきました。

そんな感じで、六十何歳まで健康でいたんですけれども、その後ちょっと体を壊しましたけれども、今はこのように健康でございます。

それから、現在何をやっているかという質問があると思われ

のでお答えしますと、私は書道が好きだということで、お習字を月4回、外部へ教えにいらっています。小平市に関係するのは、僕はボランティアを、今孤独が好きだと言っていましたけれども、ボランティアが好きなので、多摩済生会、あるいはほのぼの館等に行って、おじいちゃん、おばあちゃんの肩をたたきながら、元気かと言って、楽しくやっております。お習字を教えるというよりは、心を教えてもらっていると。僕が力をもらっている。彼らは、逆に、心をくださって、僕のほうからあげなきゃいけないのにと感じています。

それから、もう一つは公民館で実用書道の勉強会をやっています。もう一つは、ある別の市の生涯学習指導の講座、土曜、日曜の開講講座、小学校で書道の講座、これは般若心経の講座をやっております。1年間契約でございますので、来年3月までという感じでやっています。手本は全部自分でつくりますので、ある会の手本をもらって、その手本の勉強じゃなくて、自分で考えて、その場にあったお習字の手本をつくってやりたいと思って、一生懸命頑張ってお互いにいい生活ができますように頑張っています。

それから、現在、私の性格は、今日も書いてきたんですけども、私は一応A型です。案外きちょうめんなつもりでおります。おるものですから、かなり抜けているところもありますので、よろしくお願ひします。

今日は最後に、この重要な会議に市民の公募として参画させていただきまして、まことにありがとうございます。頑張りますので、よろしくお願ひします。

以上です。

事務局

ありがとうございました。

なお、小川様につきましては、本日所用により欠席というご連絡をいただいております。

それでは、これ以降は宮崎会長に議事進行のほうをお願いいたします。会長、よろしくお願ひいたします。

会長

どうも皆さん、こんにちは。立秋とは名ばかりで、非常に毎日暑い日が続いております。皆さん、体調いかがかと思っておりますけれども。本日は市の将来の発展に向けて非常に重要な案件でございます内容をご審議いただきたいと思いますので、委員の皆様のご協力、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

ただいまの出席委員数13名。定足数に達しておりますので、これより、平成24年度第2回目の小平市都市計画審議会を開会いた

します。

議事録署名人の指名を行います。名簿に従いまして、順に、永田委員、平野委員を指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に傍聴でございますが、本審議会の傍聴申し込みが9名ございます。定足数は10名でございますので、全員を傍聴人と決定いたしますので、ご報告をいたします。

ただいまから入室を許可いたします。

**(傍聴人入室)**

会 長 それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思えます。市長、よろしく願いします。

**(市長挨拶)**

市 長 皆さん、こんにちは。小平市長の小林正則でございます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、平素から市政に関しまして、ご協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

先ほど、新たな市民委員の方のご挨拶がございましたが、今後とも身近な市民の代表として、都市計画全般に関しまして忌憚のないご意見をいただければ大変ありがたいと思えます。よろしく願いします。

さて、本日ご審議いただきますのは、前回6月27日に行われました本年度第1回目の小平市都市計画審議会において諮問をいたしました、「小平都市計画道路の変更について」、これは小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線でございますが、これの継続審議でございます。

本案につきましては、小平市都市計画マスタープランにおいて、都市の構造上の骨格となる道路として位置づけている路線でありますとともに、今年、市制施行50周年を迎える小平市にとりまして、都市としての基盤整備を、広域的な視点で捉え、小川駅西口、小平駅北口、小平3・2・8号線などの整備・推進を図り、新たな50年に向けた都市のモデルチェンジを目指した重要な計画であると期待を寄せているところでございます。

継続中のその後の変化等もあるようでございますので、詳しくは、後ほど担当より説明をさせていただきます。

議会前の限られた時間ではございますが、新任委員さんを交えまして、改めて十分にご審議をいただきまして、実りのある審議会となりますことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

できます。どうぞよろしくお願ひします。

会 長 どうもありがとうございました。

ここで、大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席をいたします。皆様のご理解のほどを、よろしくお願ひいたします。

(市長退席)

会 長 それでは、これより審議に入ります。

担当課より報告の後、ご意見等の時間を設けたいと思います。

継続案件であります24諮問第1号「小平都市計画道路の変更について(小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線)」について、その後の変化等、事務局より説明をお願いいたします。それでは、よろしくお願ひします。

事 務 局 それでは、提案説明職員のほうをご紹介させていただきます。

都市計画道路担当参事の首藤でございます。

都市計画道路参事 都市計画道路担当参事の首藤でございます。

継続審議の案件でございますが、前回に引き続きまして、本日もよろしくお願ひいたします。

また、諮問資料につきましては、前回配布いたしました資料に基づきましてご審議いただければと存じます。

なお、新たに委嘱されました新任委員の皆様におかれましては、過日、資料の配布に加え、諮問内容の説明を行っております。

それでは、諮問案件、「小平都市計画道路の変更について」の、その後の変化について説明をいたします。

前回、本都市計画審議会においてご審議いただいた時点では、本計画に係る環境影響評価書案につきまして、東京都環境影響評価審議会の審議中となっておりますが、去る6月29日に同審議会において結審され、「本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる」との答申がなされたところでございます。

また、答申では、環境影響評価書の作成や、事業の実施に当たっては、適切な予測・評価をした上で、環境保全のための措置の確実な実施や、事業の目的、内容等について住民の理解が一層深まるよう努めることが重要であるとの意見が付されているところでございます。

なお、本計画は都市計画法に基づき、東京都より小平市に対し意見照会がなされているところでございますが、都からは、7月4日付で、10月1日までに市として回答するよう期日が示されたところでございます。

市といたしましては、意見を回答するため、前回のご審議に加え、本日のご審議も踏まえて、審議会としての答申をいただきたいと考えております。

最後に今後の予定でございますが、資料3、前回お配りいたしました資料3、緑色のパンフレットの裏面をごらんいただければと思います。

こちらのほうには、都市計画の流れと環境影響評価の流れがございます。東京都では、環境影響評価書案の審議が結審いたしましたので、今後は、環境影響評価書の提出・送付に合わせまして、市の回答も踏まえ、東京都都市計画審議会に本計画が諮られます。東京都都市計画審議会において審議の結果、原案どおり決定されますと、都市計画法に基づき、都市計画変更案が都市計画決定され、平成25年度には事業着手されるものと認識をしております。

説明は以上でございます。本計画の変更につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長

説明が終了いたしました。ここで1点報告がございます。

先日「小平3・2・8号線まちづくりワークショップ」有志の会」より審議会委員の皆さん、あるいは会長の私宛てに、審議会での審議の参考にすることを目的として、今回の諮問案件に関連して、「小平3・2・8号線まちづくりワークショップ」での「意見のまとめ」が送付されました。

主な内容としましては8項目ございまして、一つには、「小平3・2・8号線道路計画に期待する」意見。2点として、「小平3・2・8号線道路は不要であり、反対」という意見。3として、「小平3・2・8号線道路」が「まちづくり」に及ぼす深刻な問題点。4として、「小平3・2・8号線道路」がもたらす環境負荷、生活環境への影響等の問題点。5として、「小平3・2・8号線道路計画」に関する環境影響評価をやりなおすべきである。6として、現道・府中街道とその周辺道路の改良・改善が必要である。7として、「小平3・2・8号線道の代替案」を検討すべきとの意見。8として、小平市に期待し、求めること。

以上、8項目の内容でございました。各委員の皆さんがよろしければ、この場において配布したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

異議ございませんか。それでは、異議ございませんので、ただいまのご説明した内容等についての資料について、事務局より配布をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

事 務 局

それではすぐ用意いたしまして、配布させていただきます。

会 長 よろしく申し上げます。

(資料配布)

会 長 それでは、審議に入ります。ご意見等につきまして、ございましたらお願いをいたします。

どうぞ。

委 員 どういう場で意見をしようかと思ったんですけれども。先日、商工会のほうで総務委員会というのを、月に一回やってるんですけれども、この道路のことを、今、こういうふうに進んでいるんだという話をしましたところ、例えば新青梅街道、また東八道路より広い道路ができるというようなことで、今までの商店街、また集落というんですか、がどのような形で分断されたり、また今まで同じ地域で一緒にいろいろなことをやっていた人たちが、その道路によって分断されるというような、そういうことが意見として出たり、それから、広い道路ができると、大体どこでも大きなチェーン店というんですか、そういったところがどんどん出てきて、今まである小さな商店等がどういう影響を受けるかというような、そんな話が出まして。この都市計画審議会でその辺のところを参考意見として話をしてみますということにしたんですけれども。その辺のところは、どういうふうな考えで、市はいるか、というのを聞きたいなと思ひまして……。

会 長 担当参事。

都市計画道路参事 2点いただきました。まちの分断ですよね。その道路が入ることによって分断されるということと、大きな道路が通ることによる、そういった大型店などの出店の可能性みたいなところだと思います。

まず、分断というところの解釈をどうとるかということにもよるんですが、今回の道路の計画におきましては、この緑色のパンフレットを見ていただくとおわかりいただけるとは思うんですが、まだ詳細ではございませんけれども、この緑色のパンフレットでいうと3ページと4ページの部分で、道路の平面図があるわけなんですけれども。東京都の今までの説明会の中でも、主要な道路の交差点では、信号横断歩道というようなことで、当然横断できるということをお前提に、道路をつくるという説明がなされておりますので、今までのように、家の裏のほうにぐるっと回っていくという感じとは、少し変わるかもしれませんが、そういった用事のある方は、新たに整備された後の信号横断歩道を渡っていただければ、決して分断されずに向こうのほうに、従前どおりの交流をしていただけるものというふうに、私どもは理解しております。

また、大きな道路が通ることによって、大型店が出店する懸念、例えば、今回の事業でも、青梅街道よりも北側のほうですと、やはり大型のスーパーとかもあつたりとかして、どうしてもそれと似たようなイメージを受けられるのかなというふうには思います。

一般に、道路とそういったお店、これはお店が建つ条件といたしましては、都市計画法の中で用途地域というものが定められておりまして、その用途地域がどういう種類の用途であるかというところが、実際にでき上がるお店、あとは規模も含めて、左右されます。

現在、この小平3・2・8号線の計画があるところの用途地域は、都市計画法で定められている12の用途のうち、一番住宅系よりの用途地域、第一種低層住居専用地域ということになっておりますので、その用途地域の中では、あまり大型のスーパーとかは、必然的に建てられない用途になっております。ですので、現状の中ではそういった出店というのはいかなるような用途地域になっているということでございます。

以上でございます。

猪熊委員。

幾つか、いいですか。今まで市内にある道路、青梅街道、また五日市街道、府中街道路等は、前の家に行くにしても、車の流れを見ながらずっと渡るといふようなことができているんだと思います。

この36メートルということは、例えば東八（道路）よりもっと広くなるということで、まして、また交通量が増えるということによって、信号機のある交差点以外では渡ることができないんじゃないかというような、警察署長がいるから、道路をむやみに横断するというのは、もともとあるかもしれませんけれども。今までの府中街道あたりだったら、見ながら、ずっと、信号機のないところでも横断できたと思うんですね。そういったことが、今度できなくなるんで、前の家とのふだんのおつき合いも、一つ川が流れるようなもので、なかなかそれが不可能になってくるんじゃないかという、そういうことなんです。

だから、例えば今あんまり歩道橋というの、はやってないと思うんですねけれども、そういったことに対してどういうふうな手当てをするかということですよ。

それから、二つ目の第一種低層というやつですか、これというのは、例えば今はそういうことで進んでも、それが10年後とか20年後とか、そういったときも今までのそれがずっと続くのかというふうな、いつかそれが違うふうに変更されるんじゃないかかという、

会 長  
委 員

そういったところはどうなのでしょう。

会 長  
都市計画道路参事

担当参事。

まず、冒頭いただきました、道路ができることによる分断に対する懸念ということでございます。確かに、道路の使い方というのは、人によってさまざまという言い方は乱暴かもしれませんが、道路上の交通管理者のほうで行う規制もさまざまということです。

確かに、今、委員からいただいたとおり、府中街道などでは信号横断歩道もありますけれども、安全であれば、車がなければ渡ることは可能だったかと思えます。

また一方で、新青梅街道などは、私の知る区間ですと横断禁止の規制がかかっていたりということで、やはり交通量とか道路の構造の関係でいろいろあるんだと思えます。

今回のこの計画では、確かに中央帯ができます。新青梅街道などは4車線道路ですけれども、中央帯がなくて、ラインだけで規制されておりますので、横断の禁止はなっていますけれども、それとは別に、個人の思いで、えいっと渡っているケースも、私、たまに自動車を運転していると見ることがありますので、ヒヤッとすることがありますが、こちらの場合は、もともと主要幹線道路というある程度交通量を見込んだということで、今の道路構造令の内容にのってつくりますので、やはりそういう不用意な歩行を促さないという意味では、やはり中央帯をつくるという構造になっていますので、話は長くなりましたが、委員が懸念されている、好きなところからあちら側に渡るといことは、それについては道路構造上できないと。そのかわり、より安全な信号横断歩道で渡っていただくということになります。

このあたり、市の事業もそうなんですけど、実際に事業が進んでいく中で、交通管理者と道路管理者のほうで、そういった横断施設の作り込みの協議というのはしていくことになっておりますので、そのあたり、これからも、恐らく都のほうで話がなされていくんだろうなというふうには考えております。

以上でございます。

会 長  
副 市 長

副市長。

用途地域の今後の変更でございます。今現在、用途地域の変更につきましては、東京都全体として、こういった道路ができたときとか、再開発が行われたときとか、そういった契機において見直しをすべきだという意見を持っています。

じゃあ、これを今後どうするんだということですけども、これは、用途地域については、これから先のことを見込んでいかなければ

ばいけないわけですがけれども、基本的には、今現在お住みの方たちの意向を最大限尊重して決めるというふうに、市としては考えてございますので、今後、これが事業決定された後、市としては地域の方々と一緒に、その辺のところを考えながら決めていきたい。

ですから、地域の大勢の方が現状のままで行きたいということであれば、現状のままの用途地域で行くつもりでありますし、今後これからこの地域はこんなふうにしていきたい、変えたい意向が多いのであれば、それは考える方向で、市としても行きたいと。

一つ考えなくてはいけないのは、こういった主要街路に面したところというのは、基本的には、防災上の観点から非木造の家屋で、しかもある一定の中高層の、要するに、延焼防止というような観点から、ある程度の一番近くにできた道路でいけば、新小金井街道3・4・7号線、あれがやはりできたときに、沿道から30メートルだか20メートルだかのところが第二種の中高層の住宅に、用途を変更しております。それまでは低層住宅地域ですから。ですから、そういったことも踏まえまして、地域の方と用途地域については考えなければいけない。

大規模な店舗というのは、第一種の中高層のところまではできないんです。ですから、店舗の大規模なものに変えるのであれば、それはそういったようなことを可能なような用途地域を地域の方が要望されるかどうかということなんです。ですから商店の方、今まであまり説明会等、もしくは市のほうに来られてないんで、猪熊委員と同じような質問は、ここでは初めて商業者の方の意見として聞きましたけれども。それは、これから皆さんと一緒に話し合っ決めていくことだというふうにお答えいただければよろしいかと思えます。そんなように考えております。

会  
委

長  
員

猪熊委員。

最後に一つ。そういうふうファミリーレストランとか、それから電気の量販店だとか、そういったお店ができてくると、今まで一緒に、例えば、こういう中で一つのまちづくり、これが住民の人たちだとして、じゃあ、今度お祭りをこういうふうにするかとか、いろいろ一緒になってやっていた。それから、ごみ掃除を、どうしようかというようなのをやっていた。そこにポーンと道路ができると、そういったことが、できなくなるというか、そういうことを懸念しているということも……。

ですから、まちづくりをどういうふうと考えていくかというのが、基本的な、そういう意見だと思うんですけれども。それも、今後、また考えていただければいいことですけれども。我々としては商工

会の総務委員会のほうで出ていましたということ、ちょっとお伝えしておくというものであります。

以上です。

会 長 ほかに意見等ございますでしょうか。

永田委員。

委 員 ちょっと二つほど。さっき環境影響評価のところ、「おおむね」と言われたんですけども、そのおおむねではないところもあるということのおおむねですか。ちょっとそのところを説明していただきたいのと。

今回こうやって諮問が出てきたんですけども、今回のこの諮問に対して、ちょっと改めて、また市当局の考え方というのをお聞きしたい。その2点をお願いします。

会 長 担当参事。

都市計画道路参事 2点いただきました。まず、冒頭私から説明させていただきました、環境影響評価審議会の答申内容です。基本的に答申の中身というのは、先ほど申し上げたとおりなんです、「おおむね」という部分がついている。この中身は、環境影響評価書案に書かれております調査、予測、評価の内容、この内容自体がどうこうというようなことではなくて、いわゆるその中に書かれている書き方とか、説明の仕方とか、プレゼンの仕方とか、そういったところをもう少し理解が得られやすいように工夫してくださいと。全体としては、そういった趣旨の意見というんでしょうか、そういうところが各項目ごと、今回の評価書案の中では、大きく項目で申し上げますと、例えば大気汚染とか騒音・振動とか、水質汚濁、生物生態系など8項目にわたる評価がされているわけなんです、それに対する、もう少しわかりやすい説明をしてくださいと。ないし、検討した上で、その結果を案をとった評価書のほうに反映をしてくださいというような部分が、「おおむね」なのかなというふうに理解をしております。

次に、市の考え、この事業に対する考えというようなことでよろしいでしょうか。そのあたりなんですけれども、市といたしまして考えるところは、今回の諮問のもととなりました小平3・3・8号線というものがございしますが、こちらにつきましては、長年、小平市の都市計画の中で都市の構造上の骨格となる道路として位置づけられている路線でありますとともに、国や都のさまざまな計画でも推進が位置づけられている路線でございます。

また、このたびの環境影響評価書案の審議の結果が妥当という結論でございますので、より、沿道環境の保全に配慮した都市計画道路の整備の観点から、今回の環境施設帯の設置に伴う道路幅員の変

更等のための都市計画変更案の内容も含めまして、小平3・2・8号線は大変重要な路線であるというような認識をしております。

以上でございます。

会 長  
委 員

永田委員。

そうすると、あまり内容的なものではないということは、その「おおむね」という言葉を外しちゃうと、ほとんどが、これは大丈夫だという、そういう確認でよろしいんですかね。あまり別にプレゼンのやり方とか、そういう書き方の問題というのは、大きく自分の中には入ってこないような気が私はするので、「おおむね」という言葉を使うのがいいのかどうかわからないんですけれども。ということは、今回の結論が出たというのは、やっぱりそういった、今言われたように、小平市においてもそうだし、都市間においても、この放射線（小平3・2・8号線）というのは非常に重要だという認識をされて、環境評価もそういう結論を出されたということで、よろしいんでしょうかね。それをちょっと聞いておきます。

会 長  
都市計画道路参事

担当参事。

はい。まさしく、委員、今ご質問いただいたとおりでご理解いただければと思います。

例えば、今回の答申の中で大気汚染の部分で申し上げますと、こういったような「おおむね」の裏づけとなるような意見がありまして、計画交通量というのが、今回この中にも約3万2,200台から3万4200台というようなことで、資料でも示されているわけなんですけれども。この計画交通量ですね、並行する府中街道の現況交通量を上回る理由について、具体的に説明をしてくださいというような意見とか、なるべくわかりやすく、見た方が理解できるように説明をしてくださいというような話、これが例えば騒音・振動とか、あとは史跡文化財、これは玉川上水とかに関連した意見だと思えますけれども。やはりどういうふうに現状変更なされるのかというところを、もう少しわかりやすく説明してくださいとか、そういったような趣旨の意見が出されたところでございますので、これは、恐らくその時点で、明確に説明し得るものであれば、当然説明できるものでしょうし、また、うまく説明できないようなものは今はできないんだとは思えますけれども。そのあたりは今後事業者である東京都さんのほうで、こういった意見を踏まえまして、最終的な評価書のほうにまとめていくんだらうというふうに考えております。

以上でございます。

会 長

木村委員。

委員 ちょっと確認したいんですけども、今の意見に対する意見を言いたいんですが、その後で自分の意見というの、二度目の発言というのは、この審議会というのは、議会なんかだといろいろ申し合わせがあるんですけども、いいんですよ。そのことをちょっと確認しておきます。

会長 既に前回のときも大分質問しておりますので……。

委員 質問はそうですね。

会長 ですから、意見は意見でいいんですけども。

委員 わかりました。ちょっと今の永田委員のご質問に対する答弁に対する意見だけ、ちょっと言わせていただきますけれども。

環境評価というのは、小平市の位置づけとか、東京都がどういふふうにこの道路を位置づけているかというのとは全く関係なく、独立した形で評価しないと、公正な環境評価にならないのではないのでしょうか。そういう重要な骨格としての道路だから、こういう結果が出たんですねというご質問に対して、今、首藤参事のご答弁は、全くそのとおりですとおっしゃったんですけども。私は環境影響評価というのは、そういうものであってはいけないというふうに思いますので、意見として述べておきますが、何かコメントがあれば、どうぞ。

会長 担当参事。

都市計画道路参事 今回の環境影響評価の考え方なんですけれども、こちらのほうもそういった東京都の条例でございますけれども、そういった制度に基づきまして、行政がつくる道路だけ、こういった環境影響評価が行われるわけではなくて、例えばこれは民間の、大型店舗をつくるような場合も、やはり同じような東京都の条例、技術指針にのっとって評価がなされるということでございます。したがって、何か偏ったような形で評価がされることではないということが。まず一つ。

あとは、その基準自体も東京都の環境施策の中でさまざまな学識的な見地から積み上げていった基準をつくった中で、条例に基づいて予測評価をしているということでございます。

ですので、そういったある制度の中で、こういう事業をやる場合に定められた方法で行った評価ということでございますので、これはやはり市といたしましては、その結果ということは、真摯に受けとめていくべきであろうと。市として、また同じように技術指針にのっとって評価をする必要というのは、これはないんだろうというふうに考えております。

したがって、環境影響評価審議会のほうで結論が出たものと

いうものは、私どもとしては、その調査、予測、評価の結果というのは、妥当なものであるという前提で、この都市計画変更案をご審議いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員 　　そういうことを聞いたわけじゃないんですよね。全く独立したもののとして扱わなければいけないのではないですかということをおっしゃただけなんです。

会長 　　意見ですよね。

委員 　　はい。

会長 　　発言してない委員さん、どうぞ質問してください。

委員 　　平野委員。

委員 　　今の環境影響評価のことなんですけれども、この八つの項目で環境影響評価をしたということで、その回答が、著しい影響を及ぼさない。おおむね認められたということでした。今のことにも続くんですけれども、私も小平のあの地域に、大きな36メートル幅の道路が通ると。しかも、玉川上水という史跡として保存されている重要な場所があるわけで、そのことも環境影響の中に出てきますけれども、実際には、中央公園の林と、玉川上水にある樹木も伐採され、そして、その環境はもの凄く変わることになるんですよね。緑は、半分まではいかないまでも、なくなると。

　　そういったところで、一つのこういう大きな道路計画を一つの個別の計画として見たところで、例えば玉川上水史跡として指定されている上水に関しての部分は、やっぱり大きな変化が起こると思うんですけれども。その辺の影響については、特別な、例えば学識経験者でしっかりと話し合いを持ち、検討されたのかどうかとか、皆さんも読んでいらっしゃるかと思えますけれども、まちづくりワークショップの中でも、この大きな環境の変化、緑がなくなっていく、樹木が伐採され、そして今本当に生き物が、あそこの雑木林にはとても貴重な生き物や植物などがあるといったことを守りたいという声を踏まえて、ワークショップの中でもいろんなことが意見として出ていました。

　　そういう大きな環境の変化があるところで、一つは玉川上水に限って、歴史環境保全地域に指定されているというところで特別な措置というか、特別な影響評価が得られたのかどうか、その辺はまた市としてどういうふうにその結果を捉えているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

　　上水のところは、のり面は土の状態のまま残されるということでした。ただ、上水と並行して走っている用水に関しては、コンク

会 長  
都市計画道路参事

リートで固められると聞いています。そういった手当てで、本当におおむね著しい影響はないというふうに言えるのかどうかということ、市としてどういうふうに捉えているのかをお伺いします。

担当参事。

今のご質問、環境影響評価の中で、特に玉川上水、また並行して流れる新堀用水への懸念ということで理解いたしました。

今回これは小平3・2・8号線のお話なのですが、先日、私どもで同じように市施行路線の3・4・23号線を、これは現在具体的に、もう用地取得も進めて、事業を進めております。道路の幅は、東京都さんの事業は36メートルですが、私どもの事業は16メートルということで、規模ということでは小さい、幅の狭い都市計画道路ではございますが、玉川上水を横断するという点では同じということで、私どもは理解をしております。

その中で、市が今行っている事業の中で、やはり前提となったのは、玉川上水に橋をかけるには、今は文化庁の許可を得なければ、これは工事ができないということで、私どもは事業認可を取得いたしました後に、この橋をつくる関係とかでは、学識経験者などの意見、関係機関も含めて伺いながら、橋のデザインなどを含め、協議を進めてまいりました。

またあわせて、新堀用水の工事方法などについても、同時並行的に話を進めながら、今、事業を進めているということです。その中でやはりポイントになるのが史跡でございますので、まず史跡をどういうふうに守っていくかということもございまして、特に橋自体は、これは大きな土木工作物になりますので、やはりそういった見た目、意匠、景観的なものは、そういった専門の方のご意見を伺いながら決めていくというようなことで、きめ細かく、市としては対応して、今、事業を進めているところでございます。

そういった事例から踏まえていきますと、当然こちらの3・2・8号線のほうも、これから許可を受けていく中で、史跡や景観に配慮した内容のものを詰めていくように工事を進めていくんだらうということで理解をしているところでございます。

また、市の事例を申し上げますと、やはりこういった周辺環境の調査というの、行いながら、地域の市民団体の方ともいろいろ意見を伺いながら、つくり込みを行っているという事例もございまして、やはりこちらのほうにつきましても、同様な方法になるかどうかはわかりませんが、そういった丁寧な対応がなされていくのではないかと考えております。

以上でございます。

会  
委

長  
員

平野委員。

丁寧な対応ということなので、その辺は、ぜひ市のほうからもしっかりと言っていていただきたいというふうに思います。

それと、この環境影響のことについて、この玉川上水のことだけでなく、先ほど大気汚染のことも意見がありましたけれども、これについての影響評価も、三つのポイントでしか調査をしていないわけで、この3・2・8号線の道路に限っての影響にすぎないわけですよ。

ただ、実際に36メートルの道路ができるということは、北側に青梅街道、そして南側に五日市街道、またたかの街道も間に入り、現在の府中街道も残されるといったところで、ぜひ想像していただきたいんですけれども、そういった大きな道路に囲まれた中に住宅地が並ぶような状況になるわけで、そうすると、その環境の影響評価というものが、3・2・8号線だけの部分に特化して調査をしたところで、やはりそれだけでは不十分なのではないかということで、これは市民の方もさまざまところでワークショップも含めて、これまでもそのことについて不安な意見とか出されていますけれども。

その3・2・8号線の道路だけに限っての調査によって、基準より数値が下回ったというところで、おおむね影響はないという結果を出してるんですけれども。小平市のあの地域を大きく捉えての環境としてのまちづくりといった視点を持って、本当に影響がないのかどうかという大きな不安がある中で、市としては、その影響評価の結果を、本当にそれでいいというふうに捉えているのかどうか。

大きな道路に挟まれて、まちができていくといったところでは、これから育っていく子どもたちの健康上の影響も考え得ると思いますし、その大きな道路だけでなく、まちづくりといった視点での影響について、市としてはどういうふうに思っているのか、考えていらっしゃるのか、またこれからそのことについて何か手だてというか、それに対する対応が具体的にあればお示ししていただきたいと思います。

会  
委  
会  
副

長  
員  
長  
市  
長

質問なんですよね。

はい。

副市長。

環境影響評価書案の、特に今大気汚染等についてのメインのご質問だったと思います。我々、都市計画道路の審議、それを所管とする部署でございます。この環境影響評価についての小平市としての所管部署は、やはり環境部の基本計画策定の環境審議会、そちらの

意見なども参考に、何点か東京都に具申したものでございまして、大気汚染について、具体的に、そのときにどうだこうだといった意見は、市民の皆様からは、特に出てこなかったのかなというふうに存じてございます。

そういったことを踏まえて、東京都の環境審議会は、今回の答申をしたものでございます。環境の個別の各評価内容について、私ども、特に技術職として、環境の面で秀でたものを持っている者はおりませんので、市民の皆様の声聞きながら、東京都に確認をしながらやってきた中では、現状の技術指針の中では、特に問題がないといった答申もいただいているといった事実のみでございます。

したがいまして、今、平野委員さんがおっしゃいましたように、まちづくりについて云々といったようなことは、これは逆に言うと、前回都市計画審議会の中で、山岸委員さんがちょっと披瀝されましたけれども、今回36メートルのうち両側10メートルが環境施設帯ということで、現在ある都市計画の幅員ではなかったその10メートルの部分が環境施設帯ということで、より地域の住民に配慮をした計画に変更させているんだと。そういった点では、前回の都市計画のときよりは、要するに、住民に、地域に優しい都市計画道路という形に変更してるんじゃないのかと。そういった意見に、私どもも賛同しているものでございます。

直接的なご返答にはなってございせんけれども、道路という新しい、先ほどの猪熊委員さんのご質問そうでしたけれども、全く新たなところに道路ができるということは、地域の住民の方に大きな影響、負荷を与えるものでございますので、そういったところの負荷を極力少なくするように心がけながら、市としては、まちづくりに心がけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

会 長  
委 員

平野委員。

今、その環境について、住民に配慮したというところで10メートルの環境施設帯をつくることというお話でしたけれども。ただ単に、木を植えかえるとかということで、こっちにあった緑を、また道路のこっちに持ってくるという、そういったことだけではない問題はたくさんあるかと思えます。

先ほどのコミュニティのお話もありましたけれども、この大きな道路ができることで、今まで行き来していた子供からお年寄りまで、この36メートルの道路を渡らなければ生活できなくなるといったことでは、大きなハンディというかバリアになるような、大型の道路だと思えます。

会  
参

長  
事

そういったことで、これからも住民の方たちとしっかりと話し合いの場を持って、理解していただけるようにというなお話もありましたけれども。具体的に、今後どういった形で、この環境施設帯をつくることにしたのと同じように住民に配慮をしていくために、どのようなやり方をしていくおつもりなのか、伺います。

担当参事。

今後道路が通ったとして、その後の対応というなお話かと思えます。これは小平3・2・8号線は、これからつくっていく道路ですので、あくまで市の認識としても、これからそうなるであろうという期待も含めて、お話をさせていただきます。

皆さん、恐らく車に乗られる方とか、あとはウォーキングとかされる方はご存じかと思えますけれども、神代植物公園の横に通っている調布保谷線がございます。あちらのほう、まだ東八道路から井の頭通りまでのほうの区間は、今、つくっている最中でございますけれども、ほとんど用地取得のほうは完了しているというような話も伺っておりますが、あちらのほうにつきましては、事業が始まって、ある程度用地取得も進んでいく中で、環境施設帯をつくるための検討協議会というものを、足かけ2年度間もかけて行ってきたという事例を、私は確認をしております。

その内容も大変凝った内容でして、沿道住民の方や、またその後背地の方々、またさらに離れた方々というように、きめ細かく、エリアも分けながら、お話を聞きながら、環境施設帯、一番市民の皆様が身近に利用されるのは、その新たにできる環境施設帯ということで、そういったところのつくり込みなどを主にお話をしていくための協議会をつくって、また細かくブロックも分けて、整備を進めているというような話を、私、聞いています。1回、私も興味があって説明会を聞きにいきました。そういったこともやっておりますので、そちらのほうは、あちらのエリアが東京都でも北多摩南部建設事務所というところが担当しておりますので、これはそちらの方の事例ではございますけれども。

そういうふうに、むしろ今までよりは事業が始まってからの細やかな対応というのはあるんだなというのが、小平市もこのような大型道路を市内に受け入れるというのは、実質的には延長も含めて、初めてになるようなケースになってきますので、私といたしましては、同様なケースで、きめ細かい対応の中で、ぜひいいものができ上がっていくことを期待しております。

ですので、今後も同様な形かどうかはわかりませんが、そういった事例もあるということで、少なくとも何も黙ってつくって

いくことはないであろうというような、私どもは見解を持っております。

以上でございます。

委員長 まとめて、ひとつ、よろしく申し上げます。

平野委員。

委員長 もう質問は結構です、意見にとどめます。道路ができると仮定したとしたら、そういった丁寧なご対応を考えていらっしゃるようですので、よろしく願いいたします。

そもそも、この都市計画道路については、もうつくることありきで、ここまで来たわけですね。当初引かれた線のとおり道路をつくることになったことについて行われてきているといったところでは、その部分で、やっぱり住民、市民の方たちが、本当にこの道路が必要なかどうかというところで、すごく懸念を持ち、また不安や、それに係る影響などについてが出されてきているんだと思うんですね。

だから、ここまで来ていますけれども、今なお、やっぱり住民、市民の声をしっかりと聞いていっていただきたいと思えますし、何はともあれ、小平のまちづくりを考える主役というのは小平の市民だということでは、私自身も、この大きな道路は必要だと考えていません。

今、小平でできること、都市計画道路をつくるのではなくて、今の小平のまちをどういうまちをつくっていくかということに戻って、しっかりと話し合いをしていっていただきたいというふうな願いが住民、市民の方にあるのと同じように、私自身も持っています。そのことを申し上げた上で、意見としてお伝えしておきます。

委員長 はい。ご意見として承っておきます。

ほかに。

石毛委員。

委員長 では、1点確認をさせていただきます。先ほど首藤参事から深大寺のほうを通っている道路の話で、道路ができてから、市民の意見を集約していく協議会の話がありました。昭和37年に都市計画決定されたこの道路の部分ですけれども、当時は緑が本当に多くて、その中で、どこをルートとして通していくかという大きな、東京都としての問題があったと。今は、どんどん減少していく緑をどうやって残していくかというのも、市民の大きな関心事であり、また、特に次世代の部分ですよね。そのところは、反対している方々の大きな関心事、それから環境や空気のことともそうだと思います。

改めて確認なんですけれども。その前に、一方で、昭和37年に

決定されたということは、それ以降、つくられることを前提に、その地域に住んでいるという方々にとっては、一方で、早くつくってほしいというご意見もあるというふうに、私も聞いております。

その両方の立場があるということの中で、やはり、市として、議会の中で緑、環境をどうやって守っていくかというのは、大きな話題になっているので、今の平野委員からの質問にも重なりますけれども、今後の市の対応としての部分で、この審議会の中で出た意見というのが、どこまで東京都に対しての環境部分ですね、環境の部分に対してどうやって意見をまとめていけるのかとかいうか。また、市議会での建設委員会でもありまして、ワークショップの部分も含めて、どうやってそうやって東京都に意見を伝えていくのかというところ、改めて確認という意味で聞きたいと思います。

会 長  
都市計画道路参事

担当参事。

確かに、こちらの道路は昭和37年の決定以降、今回の都市計画審議会では、より環境に配慮した形への幅員の変更ということで、それに関する東京都からの意見照会を受けた形で諮問をしております。

従いまして、こういった形でさまざまご意見をいただいた中で、この審議会の中で答申という形でいただいたものは、それを真摯に受けとめまして、市として意見を返していくというような立場であります。

個々細かい部分という言い方はあれかもしれませんが、要望的なことも含めて、それは審議会の答申にかかわらず、今後、地元市として、これは当然、東京都の事業として進めていく中ではさまざまなわからない部分というのも、市のほうもサポートしていったり、オブザーバーとして参加していかなければいけないんだろうなというふうに思います。

先ほど私がお話しした調布保谷線の例でも、主導は、どうしても都でつくっていく事業ですから、東京都のほうで地元のほうに入っておりますが、やはり、ところどころではオブザーバーとして、市のほうもお手伝いをしていくというような話も伺っておりますので、その辺はいろいろと連携をとりながら、今後もつくっていくことになろうかと。その中で、今日いろいろ出てきたお話も交えながら、よりいいものをつくっていききたいなという思いは、東京都と私どもも同じ思いであります。

また、ワークショップのお話もございましたけれども、これはワークショップの結果は、先日、冊子ができましたら、私どももすぐに、これは東京都のほうに、皆様が見ていた内容と同じものをお伝

えをしておりますので、その後、何か個々のワークショップの結果に対する意見というものは、今のところはいただいておりますけれども、私どもとしても、今後事業を進めていく上でも参考にしてもらいたいなというところでは期待を寄せているところでございます。

以上でございます。

会 長 ほかにご意見等ございますでしょうか。

高橋委員。

委 員 私、充て職で、途中からなもので、都市計画審議会、何回でしょうね、3回、4回ぐらいでしょうかね。皆さんに比べて知識もありませんし、ここで、皆さんのご意見をずっと伺ってきました。ちょっと一言だけ、私の意見というか、考え方を申し述べさせていただきたいと思えます。

先ほど参事から、調布保谷線の話が出てましたけれども、たしか、もう何年前ですかね、一部完成したのは。結構たちますよね。10年はたってないですかね。

偶然、昔、向こうのほうへ行ったら、突如、道路工事を見まして、ご案内のとおり、車道と緑、自転車道、緑、歩道という道路の完成の一部分を見まして、これはやられたなあと思いました。

というのは、私は、小平市が、昔は、商と工と農と住と、バランスのとれた市だということで、近隣の市からうらやましがられたような部分がありましたけれども。今、申しわけないですけども、商の部分もなかなか厳しい。工の部分も、みんな出ていっちゃったという中で、やっぱり小平市というのは優良住宅都市として生き延びる、発展していくんだと思うんです。

優良住宅都市として、やっぱり一番必要なのは、きれいな街路だと思うんです。景観のきれいな街路だと思うのです。そういう視点で見ると、小平市の真ん中に青梅街道が通ってますけれども、我が家のほう、花小金井地区なんですけれども、歩道なんて、本当にこのぐらいですよ。2人がすれ違えない。ましてや自転車なんか絶対無理です。そういう中で、調布保谷線のあれを見て、まさにこれ、こんな道路つくられたら、三鷹市や調布市と小平市と、こんなに差をつけられちゃうなと思って、ある種、大変ショックでした。

この間、この立場になってからちょっと時間がありまして、見てきました。改めて見ました。日曜日でしたけれども、あそこら辺はそんなに市街地じゃないんで、道路に隣接している麦畑があったり、屋敷があったりで、本当にうらやましいような緑いっぱい、ヤングファミリーの人が小さい子どもを自転車で遊ばせてというか、通

行してましたけれども。本当に微笑ましい、ゆったりとした感じで、ああ、これが、小平で、今審議しているようにできて、まさに、どういうまちづくりをしていくんだということを視点を道路をつくってくださいよという平野委員さんの意見もありましたけれども、まさにそういうことで、確かに、分断をされちゃうとか、排気ガスだとか、騒音だとかという問題点というのは、必ず、何かやればなんかは出てくるわけで、それはあろうかと思えますけれども。そういう意味では、緑豊かな住工一体とした道路、そういうものをつくっていただきたいなと期待をしている一人です。今の青梅街道から北側の府中街道とは、多分、全然違う道路ができるんだと思います。

それともう一つ、緑に携わっている者の一人として述べさせていたいただきたいんですが、ずっとこの間から、今度の事業で緑が喪失されちゃう。特に玉川上水、史跡の大事な緑が喪失されちゃう。あそこの雑木林がなくなっちゃう。確かになくなって残念なことですよ。だけど、玉川上水は白神山地や知床のような自然遺産じゃなくて、あれは人間がつくったものです。今、生えているケヤキ、松というのは、昔、我々の子供のときには1本もなかったものです。あれは、鳥が運んできたり、風が運んできたりして、特に、川の中側の絶壁は何て呼ぶのでしょうかね。ああいうところは、対抗馬がないから、そこに芽生えて、水分があって、どんどん大きくなっていく。昔は、川の中に木なんか生えてなかったです。向こうが見渡せました。桜並木があって、前に、小金井の桜を復活する会の会長さんとも、農家さんですけども、話しましたけれども、下刈りも、昔ですから、市役所に頼まれたとかじゃなくて、接している農家さんが、誰から言われることなく下刈りもしたんだそうです。下刈りをするから、植生が保たれるんです。

玉川上水の自然を守る会の人、考えが違うんですよ。放っておくこと、放任しておくことが自然を守るというのは、間違いなんですよ。下刈りをするから弱いものも共生できて、放っておいたら強いものしか残らないんですよ。だから今、ケヤキしか残らないんですよね。だから、緑のボリュームはすごいですよ。それはもう自慢できる緑のボリュームですけども。放任をしておいたおかげで、久右衛門橋のところにシノが生え始めました。これはやばいなと思いましたよ。シノが最強ですから。それがどんどん西のほうに伸びていって、ノカンゾウを駆逐し、いろんな雑草も駆逐し、シノだらけになりましたよね。

あそこのいろいろの里のちょっと手前に、野草ゾーンの小さい看板が立っています。それがシノで被われて、見えなくなりました。ま

さに風刺漫画を見る思いですよ。野草を守る会、野草を守るために、放っておいたんです。それは行政も放っておいた。自然を守る会の言葉に乗ってかどうかわかりませんが、あれは原生林ですよ、今は。あのまま放っておいたらどうなるんです。川なんか崩れて、埋まっちゃいますよ。こんなケヤキが太くなって、どうするんですか。

今、その問題点から、東京都で小金井街道の入り口のちょっと東側から始めましたよね。伐採して、昔の原風景に戻すんだと。両側に桜を植えて、ある意味観光資源として、玉川上水は再生するんだということで、ずっと順次やっていくというふうには聞いているんですけども。本当かどうか、私は確認してないんですけども。

小平市でも、これから観光協会をつくって動き出すなんていう話も聞いてますけれども。まさに玉川上水を原風景に戻して、観光資源、あるいは景観のきれいな玉川上水にしていけば、小平の財産として大きく、今よりももっとも価値が出ると思うんですね。

確かに、一時は、大きなケヤキをばさばさと切らなきゃあしやうがないんで、それは緑のボリュームとしては減りますけれども。ぜひそういう視点、観点で、玉川上水も、私は見ております。

それから、確かに、緑は減少します。ただ、今、緑が非常にさんざんな目に遭ってまして、緑はでかくなると、日陰になる。枯れ葉が落ちて、散らかる。虫がつくということで、緑が嫌われている時代でありまして、私は、花小金井の北口が整備されたとき、どんなきれいな街路ができるのかなと期待をしておりました。桜並木ができるのかな、サルスベリなら花が長いから、サルスベリの街路ができるのかなと思ったら、1本も植わりませんでした。市役所のみちづくり課の課長さんに伺ったら、事業説明会をやったら、木を植えると暗くなるから、明るいまちにしたいから、街路樹は植えないでくれ。枯れ葉が落ちたら、課長、おまえがうちの玄関まで掃きに来い。こういう意見が出たと。あるいは、小川の西口の南北の道路が拡幅されましたけれども、これも街路樹が植わっていません。地元の議員さんに伺いましたら、地元の商店街の人たちが看板が見えなくなるから街路樹は植えないでくれと。事業説明会のときにやはり言われたと。

片方で、緑がなくなって困る、困るとおっしゃる。それだったら、そういう意見が出ないように、あるいは失われた緑を、どこかほかの場所に創造する、新しくつくる、そういう市民活動、そういう運動を、ぜひ展開してもらいたいと強く感じます。

片方で、もしかしたら、俺もそうかもしれないけれども、もう、

私が緑の仕事に携わったときからそうですけれども、遠くの緑は残せと言うんですよ、みんな。隣の緑は切れって言うんです。切ってくれ。これを、ぜひ深く考えていただいて、なくなるというのは本当に寂しい、農地も含めてそうですけれども。切られるというのは、もう一回切ったら何十年と同じものをつくるのに時間がかかるわけですから、大変困ることですけれども。今回もいたし方ない部分だと思うんですよね。その失われた部分をどこかに作りだそうよという運動なりエネルギーをそっちのほうに向けていただければ、緑豊かな小平を一步ずつつくっていける力になるのではないのかなと思いました。

会 長  
委 員

すみません。長くなりましたけど、よろしくお願いします。

意見として、受けとめさせていただきます。

ほかに何かございますでしょうか。

木村委員。

今回は、ここにあります議案審議の三つ目の議案・議決というのがプログラムとして出ておりますので、その前に、私のほうから諮問事項への意見の表明をさせていただきたいと思います。

時間が長くなるといけないと思ってメモにしたんです。メモだけで3枚にもなりました。なるべくまとめて行います。

私は拡幅についてどうなのか。特に環境影響評価について、本当に影響がないのかどうか。先ほど平野委員からも危惧するご質問がありましたけれども。という点から、前回からずっと検討してきました。都の審議会で、おおむね適正という、妥当という答申だったということですが、私は、とてもそのように判断はできないところです。

先ほど高橋委員のほうから、新しい道路をつくれれば大気汚染とか騒音とか出てくるのはつきものなんだよという、それはそうだと思います。でも、そこに住む人たちがいるということを、いつも私は考えていきたいなというふうにお話を聞いて、思いました。

環境影響評価書について、本当にこれで大丈夫なのかということで、何度も何度も読ませていただきました。全体の感想を、まず述べさせていただきますと、本当に、影響はないという結論ありきのアセスだったんじゃないかと思わざるを得ません。

例えば、この2ページの大気汚染も、騒音も、振動も、基準値以下ですと、大丈夫ですよというふうに書かれているわけですよね。水質汚濁も、生物の生態系も、自然とのふれあい活動についても、全て満足すると考えますという結論になっています。でも、そしたら、このアセスが、本当に市民の立場に立って、市民の命と健康と、

それから環境とか自然を守るといふそういう立場でアセスがされたのかどうか、これは甚だ疑問に思うところです。アセスのポイントも少ないじゃないかといふのを、先ほど委員のほうから指摘があったと思います。

諮問事項について、私が審議委員としての結論を、まず先に述べさせていただきます。

小平市長からは、東京都に対して3・3・8都市計画変更手続は行わず、都市計画そのものの再検討と環境アセスの再実施を行うことを求めるという、こういう内容の答申にさせていただきたいというふうに申し述べます。これが、私の結論です。

なぜ、この結論に至ったかといふことを説明しないと、説明する義務があると思いますので、項目ごとに意見を述べます。

前回この場で、私はワークショップに出された資料を共有したい。これだけじゃあ、とても審議はできない、検討できないということで、ワークショップで出された資料を出してほしいと言ったけれども、それは聞き入れてもらえませんでした。私は、この間、委員として、そのワークショップに出された資料を参考にしながら検討してきました。で、先ほどの結論に至ったわけです。

問題点のまず一つには、3・3・8の道路といふのは、国や都の道路基本方針に違反する計画であるというふうに思うからです。拡幅も、環境に配慮して拡幅するんだからいいだろうと、そういうふうには私はならないと思います。二百数十件の人に立ち退きを強要して、しかも、やっぱり緑を伐採していくと。そういうのが地域に優しい道路というふうに、先ほどいみじくも市長おっしゃいましたけれども、地域に優しい道路だとは、私はとても思えません。

五日市街道から青梅街道までの部分といふのは、その大部分が、首藤参事からも説明がありましたとおり、一種低層住専地域ですよ、あそこは。整然と開発された住宅団地が広がっていると。これについては、みんなで見学に行きましたので、本当に住宅街だなど。こんなところに住みたいなと思ったかどうかはわかりませんが、いい住宅街が広がっているという、整然とした。そういう印象を待たれたかと思います。

この団地区域といふのは、昭和62年に制定された都市計画道路基本方針に指定された居住環境区域に相当するのではないのでしょうか。そこの基本方針には、都市計画道路は居住環境区域の外郭に計画するとありますから、外郭だから外側ですよ。ありますので、この中を通るといふことは、本当に東京都がみずから制定した基本方針を破ることになるのではないかというふうに考えます。

それからもう一つ、都の基準では、都市計画道路の間隔というのは800メートルから1,800メートルというのがありますよね。当該地域では府中街道ですが、一番離れた五日市街道で150メートルで、一番接近しているところは、何と根古坂のあたりですが、50メートルもないという、そういうところに都市計画道路を通すわけですよ。

私もたびたび一般質問をしていますので、府中街道は都市計画道路ではないと答弁されています。でも、この当該区間、五日市街道から青梅街道の区間と、それから国分寺3・4・6号線の区間、これを除いた区間については、この路線については、都市計画道路として整備されているというふうにも聞いています。

まず百歩譲って都市計画道路でないとしても、府中街道は主要幹線道路。私は、このすぐそばに、もう一本、都市計画道路を通すことは、先ほどのまちづくりからいっても、これは納得できないほど、要らないというふうに思います。しかも、さきの基準にも違反している。

今やらなければいけないのは、むしろ府中街道を、先ほどおっしゃった府中とか調布に勝てるような、歩道をきちんと整備して、クランクを解消した、いい道路に府中街道を整備すること、そのことが、私は今求められているんじゃないかというふうに考えるものです。

国の道路政策も転換されています、今。計画したからと、計画があるからと道路をつくるのではなくて、今ここにある道路の改善が国民のニーズであるというふうに、国の方針も移行しています。この言葉を、私がでっち上げたわけじゃなくって、社会資本整備審議会の道路分科会の中間まとめで、今ここにある道路の改善が国民のニーズなんだよというふうに言っているわけです。そこから引用したものです。コミュニティの分断も、先ほど言われました大型店の乱立、とても、私も心配します。

それから問題点の二つ目、今回のアセスのもとになっている交通需要についてです。平成42年、これも、何回も、私、議会でも言っています。平成42年には、17年に比べて22%交通量が多くなると。何の根拠もないのに、根拠を示さないで、そういう提案をされています。しかも、この同じパンフレットで、以前もらったときには、34%増だったんですよね。それが22%になっていると。コンサルに丸投げして、計算してもらったらそうなったという、それじゃあ、やっぱりみんな納得できませんよ。私も、なぜ22%増えるのか、34%が22%になったのか、それも納得できないとこ

ろです。

それから交通量については、国土交通省などの資料によれば、関東臨海地域、この東京も関東臨海地域になるんですね。そこだけは若干増えるということで、でも5%なんですよ。ほかは全部減るといふふうになっていて……。それも多分、担当は十分ご存じだと思います。なんで、ここだけ22%かというのが、全く理解できないと。

府中街道の交通量も、今1万6,000台から1万8,000台だと思ふのですけれども。このあたりも20年来横ばいでふえてないわけですよ。東京都は、この中で、そのうち7,600台、3・3・8に流れるといふふうに言っています。でも7,600台で、計画値は3万3,900台なんですよ。これも納得できないんです。結局は、車を呼び込むために大きな、いい道路をつくるのではないかという、そういうことすら指摘せざるを得ません。

今、右肩下がりの、本当に国民は大変な暮らしを強いられているところで、こういうところに何百億のお金をつぎ込むというのは、本当に、私は認めるわけにはいきません。

それから、三つ目に、今回のアセスの、おおむね妥当といふふうになりましたけれども、その不十分さと不適合さです。大気汚染については、平成42年は、主要道路のネットワーク化がほぼ完了という説明が、東京都からありました。でも、先ほども言われたように、3・3・8も含む、あの地域の五つの幹線道路があるわけですよ。青梅街道、五日市街道、たかの街道は幹線道路と言えるかどうか、準備できませんでしたけれども。府中街道、3・3・8、それから3・3・3が計画されています。この五つの幹線道路による複合的な大気汚染というのは、全く今回評価されていませんよね。このことは何なのか。私、これだけとってみても、欠格アセスとだと言わなければいけないと思います。

この五つの幹線道路に挟まれる地域、いわゆる三角地帯って、地元の人呼んでいるんですけども、台形の地域ですね。この中の残されるこの人たちについても、全然調査が行われていないと。

大気汚染の調査は、NO<sub>2</sub>とSPMのみで、平成21年に新たに環境基準が制定された微小粒子状物質というんですか、PM2.5、これについても何ら評価されていない。

ぜん息の発症と排気ガスの因果関係については、やっと国も今認めたところで、学校保健統計によると、小平の小学生で8.9%、中学生で5.8%の子供たちがぜん息で苦しんでいるわけです。この発生率というのは、東京都の平均を大きく上回っています。

今、教育委員会に、新小金井街道が開通した鈴木小学校のぜん息患者についても調査してもらっているんですけども、それはまだもらってないのでわかりません。でも、排気ガスが大変影響しているということは明らかですね。そこに、また大きな道路をつくと。一日も早く、PM2.5について規制が必要だというふうに世間では言われているのに、その調査も行われていないと。こんなに分厚いアセスの概要があるのに、そういう調査も行われていないということを、やっぱり指摘しなければいけないと。

騒音と振動、ここでは細かい数字は言いませんけれども、市民の皆さんがデシベル計で実測した値と大きく違っていたということも明らかになっています。それは大型車とか、交差点における加速騒音について予測評価していないんじゃないかというふうに思うからです。やっぱり、この騒音とか振動についても、私は大気汚染で述べたように、複合的な五つの幹線道路の複合的な騒音、振動の公害についても予測評価をするべきだというふうに思うんですが、それもやられていないと。

これを見ますと、結局、机上の計算式でやっているわけですね。私は類似道路で実測をやって、それでアセスをかけるべきだと思うのに、机上の計算式では、私は実態は把握できないというふうに思います。

それから四つ目は、子供への配慮が、本当に欠落しています。一小とたかのだい幼稚園に関しては……。

会 長 木村委員、要約して言ってください。時間も限られておりますので……。

委 員 あと10分で終わります。なるべくまとめます。

会 長 木村委員が、今お話ししていることについては、要するに要領よく、結論を言って、それで。

委 員 結論、先に言いましたので。でも、その結論を言ったら、ちゃんと理由を述べないと、それは失礼じゃないかと思って……。

会 長 ですから、理由は要約して言ってください。

委 員 はい、わかりました。

子供への配慮が欠落しているという点も、このアセスの不十分さです。たかのだい幼稚園と一緒にですね。

環八（道路）では、小学校とか幼稚園とか保育園の前は、半地下にするとか、ふたがけにしているそうです。3・3・8については、子供たちは全く無防備というね、それでいいのかどうか、本当に心配です。

それから、先ほど意見が出ていました自然とのふれあいとか、自

然環境についてですが、雑木林だけでなく、玉川上水の連続した緑というの、やっぱり寸断されます。橋りょう部分の樹木というのは、やっぱりそっくりなくなってしまうわけですからね。雑木林も6割も残るんだという、そういう意見を述べられた委員もいましたけれども、やっぱり雑木林の質というのが大きく、私は変わるんじゃないかと思うんです。

6月にルネこだいらで、都民の意見を聞く会というのが行われたかと思うのですが、その中で、雑木林をベースキャンプにして活動している方が、1日3万台が通る大きな道路のそばで、残ったらからといって、だれが子供を遊ばせますかと、気持ちよく遊ばせられますかというようなことをご意見として申されていました。

今、ふれあい活動をされている方が大変影響するというふうに発言されているにもかかわらず、この中では、5ページだったかな、著しい影響を及ぼさないことを満足すると考えますと結論づけられているんですね。私は、こんなことは全く理解できません。

最後にしますが、この158ページに、市長の意見というのが載っています。小平市長と国分寺市長のご意見。長ければいいというものでもないんだけど、本当に、小平市の市長というのはそっけないなという思いを、率直にしました。えっ、これだけっていうふうに。最低限、国分寺の市長さんのように、一番に、これが多分PM2.5のことだと思うんですけども。それにやっぱりきちんとと言及していただきたい。それから、子供たちへの配慮、小平第一小学校、たかのだい幼稚園の教育施設への配慮を書くべきではないか。そして何よりも、私は本当に切なかった。意見として出してほしかったのは、地権者とか、周辺住民とか、道路の利用者も含めて幅広い住民に十分説明をして、皆さんとの合意を追求しながら、「きゅう」は求めるほうですよ。これら住民の意見、要望を十分踏まえて行ってほしいと。これをなんで市長が書いてくれなかったのかというのを、本当に切なかったです。今からでも、私は遅くないと思うんですね。これこそ私は市民の命とか、健康とか、環境を守る自治体の長としての責任だというふうに思います。ぜひこのことは記述していただきたいというふうに思います。

以上、長くなりました。これほど問題のある道路、アセスに対して適正との判断、私は怒りを持って、首藤参事の報告を受けたところですが、何とぞこの審議会の答申としては、都市計画変更手続を行わないで、再度環境アセスメントを行ってほしいと。このことを答申の内容にしていっていただきたいということを最後に述べまして、私の意見とさせていただきます。長くなって、すみませんでした。

会 長 今、審議会としての意見を市長のほうに回答するわけでございますけれども、その内容での、どちらかという、変更は行わず、再度、環境アセスメントについての関係をとということをして出すということでのお話がございました。

いずれにしても、審議会へ市長のほうから求められているわけでございますので、この変更についての関係は、私は、答申として出さなければいけないと思っております。

先ほど担当参事のほうからもお話がありましたように、都のほうでは10月1日に回答を求めているということでございますので、小平市の意見を出さなければいけないと思っておりますけれども、審議会としての意見、今お話がありましたような内容だけでいいのかどうかということもございます。ほかの皆さんのご意見等ございましたらお願いしたいと思っておりますし、私のほうも、これに対する対応については十分に皆さんと協議しなければいけない部分もございますので、そこをお聞かせ願えればというふうに思います。

なお、東京都に答申を出さないということになりますと、どんな状況になるか、そこだけちょっと。

担当参事。

都市計画道路参事 冒頭申し上げましたとおり、東京都のほうからは、10月1日までが意見の期限ということで、話をいただいております。現段階で東京都のほうの都市計画審議会にいつ諮られるかというところは、まだ正確な情報はつかんでいないわけなんですけれども。いずれにいたしましても、締め切りが示されたということは、それまでに意見を返さないということは、市としての意見はなかったというふうに認められるということで、私どもは認識しておりますので、ここはご議論いただいて、答申を返すことがいいのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。各委員、それぞれの立場のご意見等もあろうかと思っておりますけれども、今、答申に対する内容等も、木村委員からもお話がございましたので、今度は答申についての内容で、ちょっと皆さんご協議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(賛成の声)

会 長 それでは、今、賛成というお話がございました。答申案についても検討しなければいけませんけれども、先ほどもお話がありましたように、総括的にいろいろとご意見等を拝聴しますと、ワークショップの結果を尊重する、あるいは、非常に本計画に対しての慎重な意見、非常にこれが多かったかというふうに思います。また、永田委

員からお話がありましたように、市としての諮問に対する考え方、これらについては非常に重要な道路であり、ぜひ実施ということでのお話もございました。

諮問をいただいているということは、実施の方向にということ、私も思っているわけですが、内容等について、また市民の、非常に丁寧な説明なり、あるいは今後、実施について、ここでほぼ出されるのは、平成25年度から計画がされるのではないかというお話もございましたので、それらについての関係もいろいろあるかと思えます。内容等について詰めなければいけません、何かご意見等があればお聞かせ願いたいと思えますが。

和智委員。

委 員

私、今お話聞いてて、一方的な判断力はありませんものですから、数日前に、この評価書というのをいただきました。これの説明を受けました。これがまとめかなというふうに思っておるんですけども。これについて何々で標準以下とか、何々で可能性があるとか、全てそういう表現になってますから、そうでなくて、これをもう少し表現を変えて、全てがあたりきりの判断になっている感じがしますから、それを変更したいということが一つと。

それから、一つ一つの文書の説明をさせてもらおうと、8ページの内容の、予測値地点とございますね。そこの下のところに、遮音壁1.5メートルと書いてございますけれども、この1.5メートルというのを設計した内容が、なぜ1.5なのか、1.8でなければいけないのかとかね。1.3でいいのかとか、その基本が、よく市民に、もし私が出なくても、ほかの人が読んだとしても、これ、何だ、なんで1.5なんだろうというふうに思うと思えますので、それを一つ質問させていただきました。

それから、11ページの、これはページに沿ってお話しますから、11ページの緑化の増減ですよね、緑の。緑化の増減ですけども、樹木林と、現在の道路の樹木ですね。植えた木との性質はどうか。面積は同じでも、現状の樹木林と、これからつくる、道路につくる植木との面積は同じでも、全然その性質は違うと思うんです。それがよくわからない。

というのは、樹木林の本当の前からのある樹木は、すごく量もあって、緑化が進んで、健康にもいい。しかし、道路のそこにある樹木は、決していいと思いません。その意味がわからないということと。

例えば一つの例をとると、私は余り運転しませんけれども、小金井街道から東八（道路）に出るところに、桜並木がございますね、

ずっと。あの桜並木は、桜の花を咲くころに通りますと、桜の花が茶色になっているんです。これが桜の花かなと、子供は思っちゃうかもしれないくらい茶色になっています。そういう環境の悪化に対する対処をしたほうがいいかなというふうに、僕は思いましたので一つ一つお話させていただきました。

それから、緑化の増減はそういうことで、もう一回、現状の樹木と道路につくった樹木との、その考え方の違い。市民として、私は読んだ場合はわからない。決して減少しませんなんて書いてありますね。減少しませんじゃなくて、じゃあ、どうしますか、あるいは新しく別に公園でもつくりましょうとか、玉川上水の関係とかね。僕は環境関係には案外一生懸命頑張っているんですけども。そういう関係で、何か別に緑化するところをつくろうと。道路に関係するところだけじゃないという前提があってもいいかなというふうに思いました。

それからもう一つ、これは12ページですけども、文章上の問題ですけども、僕、ここでの言うのは、よく勉強してないからわからないんですけども。12ページに、史跡玉川上水保存管理計画書というのがございますね。どういう意味かわからない。ですから、例えば、タイトルだけでもいいから、括弧何々というふうに入ったらわかりやすいかな。これは東京都に出すんだったら別ですけども、我々が読んだ場合はわからない。どこにあるんだろう、それはどういうことなんだろうなとわかりませんもので、その辺のことを希望としてお願いしたいなというふうに思いました。

それともう一つは、廃棄物の処理ですね。最後にありますけども、廃棄物の処理については、どういう方向性で持って行って、廃棄物を、長い期間でね、処理するのか。日割りか何かわかりませんけども、するのか。

それと同時に、今問題になっている原子力のこと、東日本大震災の件ですね。今、東京都が少しずつ受け入れているようですけども、そういうふうに関係との兼ね合いがあるのかな、ないのかな。不安があるんですよ。そういうこともありますもので、またその辺ももう一回廃棄物の処理について、これを見直していただいて、もう少し詳しく教えていただければありがたいなというふうに思います。

これを読んだ結果、一応、今言った問題が気づいた点でございます。

それから、最終、別の関係ですけども、僕は花小金井に住んでいるんですけども。現在の道路、私のところは、東京街道と鈴木

街道というところなんですけれども。細かいことを言うと、鈴木街道のせっかくきれいに舗装されている歩道ができましたですね。きれいな煉瓦の歩道ができました。煉瓦の歩道ができたけれども、車道もよくできた。しかし、自転車が通る道がないんですよ。白線も何もないんです。せっかくあれだけのいい道路ができたんですから、歩道は広くなったですよ、物すごく。ですから、その辺でせっかくつくったんだっただらば、自転車道があつていいのかなという感じがしました。これは別項目ですが、今日こういう会議ですからお話をさせていただきました。よろしくお願ひします。

以上です。

会 長 関連するところはまとめて……。

担当参事。

都市計画道路参事 はい、わかりました。ありがとうございます。

今回、和智委員には、継続審議の案件でご審議いただくということで、より資料をよくお読みいただいた上でのご質問だと思いますが、ありがとうございます。

それで、パンフレットの中で予測地点の遮音壁ということでございます。これは、まず前提として遮音壁を設置する理由ということで、やはり道路からの騒音をできる限り軽減をする一つの手段ということで、こういった遮音壁を、今回の予測評価では前提としているということでございます。

そうすると、じゃあ、遮音壁を設けるとして、どれぐらいの高さがいいのかということが出てくるわけでございまして、今回の東京都の事業の中では、こういった1.5メートルの遮音壁をつけることによって、ある一定の防音効果を求めていくということで、こういった1.5メートル、さまざまな基準なども参考にしながら、こういう数字を決めているものということで考えております。

また、緑化されるわけなんですけれども、面積は同じでも、質は同じではないだろうというようなお話もございました。これについても、当然新しいものをつくるわけでございますので、ある一定の改変がされるということは、ある程度はいたし方ないと。ただ、今回の事業では、単純に道路だけつくって何も施さないのではなくて、その代替案として、非常につくり込みを丁寧に行うという前提で事業を計画しておりますので、ある程度の改変は、皆様にご協力をいただいた上で、より東京都にはいいものをつくっていただきたいというふうに考えております。

玉川上水の管理計画書、これは、史跡に指定されて以降、玉川上水で何らかの施しをする場合は参考にしてくださいというような、

ある意味マニュアル的なものが出されておまして、その名称で  
ございます。一般には、最近ですとホームページで見るのが一番手  
軽な確認方法ということでございます。

あと、廃棄物の処理方法なんですが、こういった大型事業の場合  
は、リサイクルを前提とした業者などに処分を依頼する。ないし、  
再資源化を事業者のほうで図っていくということが前提になってお  
りますので、何か物を捨てて焼くような、条件反射的な処分ではな  
くて、ちゃんとそれなりにしっかりと、できる限り無駄のないよう  
に廃棄物を処分をしていくという前提で、こういった公共事業の場  
合は行っていくということで、市の事業もそうですけれども、今回  
の東京都さんの事業のほうでも、そういうふうに行われているとい  
うことでございます。

あと、最後に、自転車ですよ。自転車対策、法律が変わりまし  
て、車道を走ることが前提とはなりましたけれども、今回の道路の  
場合は、環境施設帯の広い中に自転車を通るレーンと歩行者のレー  
ンというのを分けて、そのあたりが、非常にお互いが共存しやすい  
ような道路づくりというのを前提に進めているということをお伺い  
しておりますので、和智委員の地域でお住まいの感じよりは、もう少し、  
申しわけないんですが、いい道路ができ上がるということでご認識  
いただければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

会 長

よろしいですね。

それでは、各委員それぞれの立場もございませうし、また  
ご意見もある程度出尽くしたというふうに思います。先ほど木村委  
員からも、言ってみれば、反対の内容での意見がございました。ま  
た答申案についての関係を作成することについて、永田委員から賛  
成ということもございました。

ちょっと答申案等について、非常に、私も必要だというふうに思  
いますので、いろいろと審議した内容等も踏まえまして、一度皆さ  
んに検討していただける案をつくりたいと思いますので、ちょっと  
ここで休憩をとらせていただきまして、事務局と検討したいと思  
います。

またそこで審議をしていただきまして、採決をしながら、あと、  
進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

永田委員。

委 員

まことに今まで本当に長い間、私もいろいろなことから13年間  
の間に、相当議論の中に入ったり、ご意見を聞きながら、委員会  
でもやってまいりまして、ここで、ある程度の審議会としての結論を

出すということの状況になったのかなという気がします。

今日の段階でも、まだかなり意見等はあるんですけども、これは長い間、東京都も何もやってないということではなくて、ワークショップも、今回の状況でやらせてもらって、市民の皆さんには、本当に不本意なところもあるかもしれませんが、ここで一応答申案というのを出していただいて、そこでまた議論させていただきながら、小平がいい方向に進むように、そのかわり、これから住民の皆さんに対しても、その説明をきちんとやってもらうとか、また問題も含めてですけども、そういったことも含めた要望というのもちよっとお願いして、後で出してもらってということで、賛成としたいと思います。

会 長

わかりました。

それでは恐縮でございますが、一度内容を確認してからご意見をいただくということで、事務局のほうで、答申案の作成はできますよね。

事 務 局

はい。お時間いただければ、会長とご相談しながら作成はしていきたいと思います。

会 長

それでは、事務局のほうで対応可能ということでございますので、ここで10分間の休憩をとりまして、4時から再開をしながら、またご審議のほどをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

あとはできるだけ、気持ちよく進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(休 憩)

(再 開)

会 長

それでは、休憩を閉じまして、再開いたします。

事務局のほうで答申案を作成いたしましたので、各委員に配布をお願いいたします。

(答申案配布)

会 長

それでは、事務局より答申案を読み上げてください。

事 務 局

それでは、答申案を読み上げさせていただきます。

平成24年8月31日、第2回小平市都市計画審議会において審議した結果、24諮問第1号小平都市計画道路の変更(小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線)については、本案のとおり決定されることが妥当と認める。

なお、事業実施に当たっても、引き続き、十分な説明を行うなど、地域住民の理解が得られるよう、丁寧な対応に努めていただきたく、配慮されたい。

会長

以上でございます。

皆さんのさまざまな意見を踏まえまして、私として、この答申案を本日の審議会でお諮りしたいというふうに思います。

なお、木村委員からいろいろお話がございました。今回は変更でございますので、そもそもの都市計画道路を見直すというわけにはいきませんし、また環境評価等の関係もございしますが、今後それらについては十分東京都に配慮していただくということを申し添えていただければというふうに思っております。

これについてご意見等ございますでしょうか。

平野委員からも、非常に、住民の皆さんに対する丁寧なということもございました。配慮したつもりではございます。

いかがでしょうか。

平野委員。

委員

これは、変更案に対して、私は反対ということで、先ほど意見を述べさせていただきまし、先ほど木村委員からも、変更手続しないで、再評価を検討してほしいということでの答申を盛り込んでというご意見がありました。私も、再評価の検討も視野に入れて小平3・2・8号線については反対ということで、答申案について意見を申し上げたいと思います。

ほかにも委員の方からもご意見もいただきたいと思ひますし、これは変更案に対しての諮問ですけれども、そもそもの計画道路の問題について、この都計審で、前回に初めて出てきた議案なんですね。それまでは、話し合われていく場がなかったし、市民にとっても道路をつくるかつくらないかといったところでの意見を出せる場が、多分なかったということでは、この変更案に関しても賛成はとてできないという、そういう意見を申し上げておきたいと思ひます。

会長

わかりました。

永田委員。

委員

そういういろんな意見があつてと思ひますけれども、私は、今回、先ほどからおっしゃっているように、変更案というのが、今後の環境に配慮した環境施設帯を設置するために幅員を広げるということでございますので、いろいろご意見があつた中で、今回やったことをどうしたらいいかということになりますと、今日ここで結論を出して、答申を出していただきたいということで、そのかわりここに書いてありますように、引き続き住民の方等には十分に説明などをしていただひて、何回もやるようになるかもしれませんけれども、理解を得るといふことを強調いたしまして、進めていってもらいたいと思ひます。

- 以上です。
- 会 長 それでは、本日答申を行うかどうかということ、まず一つ、採決をしたいと思いますが、本日答申を行うことに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 会 長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、本日答申を行うということに決定をさせていただきました。
- 続いて、24諮問第1号「小平都市計画道路の変更について（小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線）」について、先ほど事務局より示された答申案について、賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 会 長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、答申案のとおり答申をすることに決定しました。
- なお、事務局におかれましては、審議会の答申を尊重し、定められた期日までに、都に対し意見を回答するよう、小平市都市計画審議会を代表して私から要望いたします。
- 以上で、審議等については終了いたしました。
- ここで山下副市長より挨拶を求められておりますので、指名いたします。よろしくどうぞお願いします。
- 山下副市長。
- 副市長 長時間のご審議、大変ありがとうございました。
- ただいま諮問に対しまして、いただきました答申、そして、それぞれ審議中にいろいろな意見をいただきましたことを踏まえまして、小平市の意見書として東京都のほうに提出をさせていただきたいと思います。
- 今後とも市の都市基盤整備につきまして、本審議会の委員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。
- 市長に成りかわりまして、改めまして、お礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。
- 会 長 これをもちまして、本日予定しておりました諮問案件につきましては終了といたします。
- 皆様長時間にわたりましてご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。
- (閉会)